



第4号様式

流市民 第 1415号
令和 5年 2月28日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和5年2月16日付け、流監第122号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和5年2月16日・流監第122号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
市民生活部市民課	指摘	<p>予算執行何書の起票に際し、設計額に係る部分に不整合が生じている事案があった。契約事務に関して、職員の認識や知識の向上が図れるよう課内周知に努めるとともに、流山市契約事務取扱要領に基づく適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>契約事務の適切な事務処理について、課内職員に周知、指導しました。また、現在課内で使用している「予算執行チェックリスト」の見直しを行い、不整合が生じないように、決裁過程におけるチェック体制の強化を図りました。</p>

2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。